

規則 60 条証明申請書作成時の留意点
(法第 29 条第 1 項第一号 小規模開発)

図書の種類	明示すべき事項	備考
申請書	申請者は、建築確認申請と同一とすること。	
	証明書の交付を受けたい該当条項を□で囲むこと。	
	「計画に係る土地の所在、地番及び面積」は、敷地全体の実測面積を記載すること（小数第 3 位を切り捨て、第 2 位まで）。筆ごとの面積記載は不要とする。	
	「用途」は、建築計画概要書の第二面第 8 欄に合わせることに。	
	「構造」は、建築計画概要書の第二面第 13 欄ハに合わせることに。	
	「工事の種別」は、建築計画概要書の第二面第 9 欄に合わせることに。	
	「面積」は、建築計画概要書の第二面第 11 欄イの申請部分に合わせることに。	
	「許可等の種別」は、該当するものに「✓」を付すこと。許可を受けている場合は、「許可等を受けた者の住所及び氏名（名称）」、「許可等を受けた土地に含まれる地番」、「許可等の年月日及び番号」を記載すること。	
建築計画概要書	建築確認申請時に添付するものと同一のものを添付すること。	
	第二面第 14 欄には「都市計画法第 29 条第 1 項第一号」と記載すること。	
	第三面の付近見取図及び配置図も添付すること。	
土地の登記事項証明書		・「登記情報提供サービス」により取得した不動産登記情報も可とする。 ・仮換地又は一時利用地の場合は、その証明書を添付すること。
付近見取図	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、市街化区域及び市街化調整区域の名称並びに区域界（橙色）並びに使用した都市計画図の作成年度を明示すること。	都市計画図（縮尺 1/2,500）の写しを使用すること。
土地の公図（写し）	法務局交付の原本を正本に添付すること。なお、副本については、原本と相違がないことを明記した写しでも可とする。	・縮小又は拡大コピーは不可とする。 ・申請地と隣接地との境界が字界等である場合は、対側の図面を添付するとともに、合成図を参考図として
	申請地を赤枠で明示すること。	

		添付すること。この場合、申請地以外の部分については、「登記情報提供サービス」により取得したものを用いることができる。
実測図	図面名称、縮尺及び作成者を記載すること。	・縮尺は 1/1,000 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。 ・法務局の地積測量図の写しを用いる場合は、原本と相違がない旨及び原本との照合者を記載すること。
	三斜計算又は座標等を記載し、求積の根拠を明確にすること。CAD による求積等、求積の根拠が明確でないものは不可とすること。	
	全体面積は、小数第 3 位を切り捨てて算出すること。	
	敷地境界の寸法を記載すること。	
	30cm を超える造成（以下「開発行為」という。）を行う場合は、その範囲の面積を同様に算出すること。 開発行為がない場合は、その旨を記載すること。	
敷地内配置図	図面名称、方位、縮尺、申請地（赤枠）、敷地境界の種別及び寸法、前面道路の建築基準法上の種類及び幅員（1 路線につき 2 か所以上を明示し、実測値である旨を記載すること）、開発行為を行う範囲（赤枠破線）、切土（茶色）または盛土（緑色）を行う範囲、敷地の現況及び計画レベル、隣地・道路のレベル、縦横断面図の位置及び記号、建築物の位置（青枠）・用途、出入口位置、占用許可又は承認工事等の区域の明示・許可日及び番号を記載すること。	縮尺は 1/1,000 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。
	開発行為又は造成がない場合は、その旨を記載すること。	
造成計画断面図	図面名称、縮尺、敷地の境界、造成をする前後の地盤面、切土（茶色）または盛土（緑色）を行う範囲、現況及び計画レベルを記載すること。	・縮尺は 1/1,000 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。 ・造成がない場合は、添付を省略することができる。
建物各階平面図	図面名称、縮尺、面積表、主要寸法及び各室の用途を記載すること（物置等附属建築物を含む。）。	縮尺は 1/200 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。
	設計者の記名を行うこと（建築士法の規定による）。	
建物立面図	図面名称、縮尺及び高さを記載すること。2 面以上とすること（物置等附属建築物を含む）。	縮尺は 1/200 以上とする（三角スケールで測定できない縮尺は不可とする）。
	設計者の記名を行うこと（建築士法の規定による）。	
委任状	土地の所在、主要用途、工事種別、委任事項、委任した日付及び申請者を記載すること。	申請者の氏名は、自筆である必要はない。
権利関係者の同意書	土地の所在、面積、地目、権利の種類、同意日付並びに権利者の住所及び氏名を記載すること。	・所有権者の同意書を添付すること。 ・同意の相手は申請者とする。

		・権利者の氏名は、自筆である必要はない。
その他	公的資料は、申請日前 3 か月以内に証明されたものを添付すること。	